

平成19年度 東京都男女平等参画施策一覧

No	事業名	事業概要	平成19年度 事業計画	平成19年度 事業実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進					
(1) 働く場における男女平等参画の促進					
① 均等な雇用機会の確保					
ア. ポジティブ・アクションの推進					
1	男女平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「企業における両立支援制度の取組等に関する調査」(予定) 対象：都内30人以上の事業所 11業種 25,000事業所 男女労働者 5,000人	「改正男女雇用機会均等法への対応等 企業における女性雇用管理に関する調査」 対象：都内30人以上の事業所 11業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	・事業者団体との連絡会を年2回開催 ・労働情勢懇談会の開催	・事業者団体との連絡会の開催 シンポジウム「多様な働き方と再チャレンジ」 (東京経営者協会との共催) 参加者170人 ・労働情勢懇談会の開催	生活文化スポーツ局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。 女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。 関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。	事業者団体との連絡会の開催 (参照No.2) ポジティブ・アクション実践プログラム(改訂版) 2,000部 ・ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30人 ・事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計200人 ・ポジティブ・アクション実践セミナー 6箇所×2回 各50人 ・ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回	事業者団体との連絡会の開催 (参照No.2) ポジティブ・アクション実践プログラム(改訂版) 2,000部 ・ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 34人 ・事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計257人 ・ポジティブ・アクション実践セミナー 計15回 計938人 ・ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回	生活文化スポーツ局 産業労働局
イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	・「働く女性と労働法」 8,000部 ・「雇用平等ガイドブック」 15,000部	・「働く女性と労働法」 8,000部 ・「雇用平等ガイドブック」 10,000部	産業労働局
5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	・事業主向け「均等法セミナー」(一部参照No.3) 年2回 計200人 ・労働相談情報センター 7回	・事業主向け「均等法セミナー」(一部参照No.3) 年2回 計257人 ・労働相談情報センター 8回 計677人	産業労働局
ウ. 都庁内における男女平等参画					
6	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施	各局で実施	各局
7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施	各局で実施	各局

平成19年度 東京都男女平等参画施策一覧

	No	事業名	事業概要	平成19年度 事業計画	平成19年度 事業実績	所管局
	多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
	ア．多様な働き方を推進するための雇用環境整備					
	8	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム労働法をはじめとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・労働相談情報センター 本所、5事務所 計7人 ・巡回件数 2,600件	・労働相談情報センター 本所、5事務所 計7人 ・巡回件数 2,896件	産業労働局
	9	労働相談の実施	労働相談（パート110番） 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。 パート・派遣・契約社員等電話相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	労働相談情報センター 本所、5事務所 年1回 2日間	労働相談情報センター 本所、5事務所 年1回 2日間	産業労働局
	10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー パート・派遣・契約社員等の多様な就労形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。 普及啓発資料の提供 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	年24回 受講者数1,440人 ・「使用者向け啓発資料」の発行 20,000部 ・「労働者向け資料」の発行 8,000部	年24回 受講者数2,139人 「パートタイム労働ガイドブック」 29,000部	産業労働局
	11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供	産業労働局
	12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等（従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	職業能力開発センター・校、国立都営の障害者校で実施 16箇所 延べ136科目、定員6,818人	職業能力開発センター・公、国立都営の障害者校で実施 16箇所 ・求職者向け 定員8,908人 入校 5,164人 ・在職者向け 定員18,900人 受講 16,972人 （2年制科目の2年生は除く）	産業労働局
	13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組む中小企業（トライ企業）に対して専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	雇用環境整備コンサルタントの派遣 年間150回	雇用環境整備コンサルタントの派遣 年間126回	産業労働局

平成19年度 東京都男女平等参画施策一覧

	No	事業名	事業概要	平成19年度 事業計画	平成19年度 事業実績	所管局
	起業家・自営業者への支援					
	ア．起業家・自営業者への支援					
	14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資目標額 250億円	19年度融資実績 18,354,214円	産業労働局
	15	TOKYO起業塾の実施	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地指導、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	・相談指導 相談（随時） 企業家現地指導 30企業程度 ・人材育成講座 6コース （うち女性のみを対象とするもの1コース） ・交流の場の提供 年6回	・起業家現地指導 30企業 ・人材育成講座 6コース 301名 （内女性のみを対象とするもの1コース） 45名 ・交流の場の提供 年6回	産業労働局
	16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。	・区部創業支援機能 2箇所 110室 ・創業支援センター 3箇所 63室 ・先駆的ベンチャー支援施設 3箇所 80室程度 （平成19年度整備予定）	・創業支援施設 2箇所 110室 ・ベンチャー施設 3箇所 63室 ・先駆的ベンチャー施設 3箇所 62室 （19年度整備）	産業労働局
	17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回 ・女性農業者能力向上講座 4地区（各5回）延べ20回 ・男女共同参画フォーラム 1回	・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回 ・女性農業者能力向上講座 4地区（各5回）延べ20回 ・男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局
	18	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外にも含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。 （再掲No.11）	（参照No.11）	（参照No.11）	産業労働局
	女性のチャレンジ支援					
	ア．女性のチャレンジ支援					
	19	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。（再掲No.3）	（参照No.3）	（参照No.3）	生活文化スポーツ局
			女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。（再掲No.3）	（参照No.3）	（参照No.3）	産業労働局
			関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。（再掲No.3）	（参照No.3）	（参照No.3）	産業労働局

平成19年度 東京都男女平等参画施策一覧

	No	事業名	事業概要	平成19年度 事業計画	平成19年度 事業実績	所管局
	20	女性の再チャレンジ推進プロジェクト	実態調査の実施 女性の再チャレンジ支援にあたっての課題等を把握するため、育児中の女性、企業等への実態調査を行います。 (1)女性向けマニュアルの作成 再チャレンジしたい女性が自身のキャリア・ライフプランを明確にし、再チャレンジを実現できる力をつけるための具体的方法を示したマニュアルを作成します。 (2)企業向けマニュアルの作成 先進的な企業の事例などに基づき、企業における積極的取組・環境整備の具体的方法を示したマニュアルを作成します。 再チャレンジの推進 「女性向けマニュアル」「企業向けマニュアル」を活用して、再チャレンジしたい女性を支援するとともに、企業等の取組を促進します。また、区市町村と連携して、育児中の女性にとって身近な地域での取組を促進します。	女性の再チャレンジに関する調査・分析 対象：育児中の女性、企業等 ・女性向けマニュアルの作成 作成部数 2,000部 ・企業向けマニュアルの作成 作成部数 1,000部 マニュアルの配布を通じた普及啓発 配付対象：企業や区市町村等	「女性の再チャレンジに関する調査研究」の実施 「女性の再チャレンジ応援マニュアル」の作成 3,000部 関連機関等へのマニュアルの配布を通じての普及啓発、再チャレンジの支援	生活文化スポーツ局
	21	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。 また、子育て期間中であっても、しごとセンターの再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。 さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。	・女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員100名 ・利用者向け託児サービスの充実 託児室設置	・女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員98名 ・利用者向け託児サービスの充実 託児室設置	産業労働局
	22	職業訓練の実施(育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練)	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、eラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	・eラーニング委託訓練 定員100人 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員200人(一部参照No.12)	・eラーニング委託訓練 入校86人 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 入校172人(一部参照No.12)	産業労働局